

財務諸表に対する注記

1. 重要な会計方針

「公益法人会計基準」（平成20年4月11日 令和2年5月15日改正 内閣府公益認定等委員会）を採用している。

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券

移動平均法による原価法によっている。

ただし、債券金額と異なる価額で取得した債券で当該差額が金利の調整と認められるものは、償却原価法によっている。

その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は正味財産増減額として処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっている。

時価のないもの

移動平均法による原価法によっている。

(2) 固定資産の減価償却の方法

定額法によっている。

なお、ソフトウェアについては、利用可能期間（5年）に基づく定額法によっている。

(3) 引当金の計上基準

退職資金給付準備金の考え方

①退職資金給付準備金は私立学校設置者に対する退職資金の交付に備えて、当期末における退職事業積立資産の額を基礎として算出した金額を計上している。

なお、退職資金給付事業として交付する退職資金の額は、退職資金給付引当資産の額を限度とすると規定しているため、退職資金給付準備金は退職資金給付引当資産と同額となっている。

②退職金給付事業に加入している教職員全員が退職したと仮定した場合に必要な「期末要支給額」は、令和7年3月31日現在9,278,849,416円となっている。

③年金数理計算に基づいて算出された「責任準備金」は令和7年3月31日現在、10,435,482,000円となっている。なお、年金数理計算は、ジャパン・ペンション・ナビゲーター(株)に委託し、年金数理人が、加入年齢方式により算出している。当事業年度末の責任準備金は、年金数理人が計算基準日の算出額から予定利率等に基づいて計算したものである。

(4) キャッシュフロー計算書における資金の範囲

資金の範囲

資金の範囲には、現金及び現金同等物を含めている。

重要な非資金取引

該当なし。

(5) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっている。

2. 基本財産及び特定資産の増減額及びその残高

基本財産及び特定資産の増減額及びその残高は、次のとおりである。

(単位：円)

科 目	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
特定資産				
減価償却引当資産	97,727,560	7,600,000	0	105,327,560
建物	101,951,265	0	5,309,960	96,641,305
建物附属設備	39,783,845	0	2,945,052	36,838,793
構築物	4	0	0	4
什器備品	2,655,684	0	1,109,352	1,546,332
土地	437,651,742	0	0	437,651,742
貸付資金特定資産(振興基金)				
会員貸付金	1,881,000,000	150,000,000	169,000,000	1,862,000,000
投資有価証券	379,460,400	100,000,000	14,201,249	465,259,151
定期預金	100,000,000	0	100,000,000	0
事業推進積立資産				
事業推進積立預金	9,770,452	0	0	9,770,452
継承事業運営資金積立資産	92,004,908	0	1,000,000	91,004,908
退職資金給付引当資産				
定期預金	257,121,841	600,000,000	597,619,865	259,501,976
投資有価証券	4,365,866,358	2,496,546,000	2,309,266,558	4,553,145,800
合 計	7,764,994,059	3,354,146,000	3,200,452,036	7,918,688,023

3. 基本財産及び特定資産の財源等の内訳

基本財産及び特定資産の財源等の内訳は、次のとおりである。

(単位：円)

科 目	当期末残高	(うち指定正味財産からの充当額)	(うち一般正味財産からの充当額)	(うち負債に対応する額)
特定資産				
減価償却引当資産	105,327,560	(0)	(105,327,560)	—
建物	96,641,305	(18,679,648)	(77,961,657)	—
建物付属設備	36,838,793	(0)	(36,838,793)	—
構築物	4	(0)	(4)	—
什器備品	1,546,332	(1,546,332)	(0)	—
土地	437,651,742	(0)	(437,651,742)	—
貸付資金特定資産(振興基金)				
会員貸付金	1,862,000,000	(1,593,872,000)	(268,128,000)	—
投資有価証券	465,259,151	(398,227,031)	(67,032,120)	—
事業推進積立資産				
事業推進積立預金	9,770,452	(0)	(9,770,452)	—
継承事業運営資金積立資産	91,004,908	(91,004,908)	(0)	—
退職資金給付引当資産				
定期預金	259,501,976	—	—	(259,501,976)
投資有価証券	4,553,145,800	—	—	(4,553,145,800)
合 計	7,918,688,023	(2,103,329,919)	(1,002,710,328)	(4,812,647,776)

4. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、次のとおりである。

(単位：円)

科 目	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建物	201,778,513	105,137,208	96,641,305
建物付属設備	105,688,319	68,849,526	36,838,793
構築物	5,126,044	5,126,040	4
什器備品	23,332,670	20,579,634	2,753,036
ソフトウェア	8,283,000	1,932,700	6,350,300
合 計	344,208,546	201,625,108	142,583,438

5. 補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高

補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高は、次のとおりである。

(単位：円)

補助金等の名称	交付者	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高	貸借対照表上の記載区分
補助金						
静岡県私立学校振興基金造成費補助金	静岡県	733,000,000	0	0	733,000,000	指定正味財産
静岡県私学会館整備事業費補助金	静岡県	10,435,308	0	543,587	9,891,721	指定正味財産
静岡県私学会館建設事業助成金	市町村振	9,270,779	0	482,852	8,787,927	指定正味財産
教職員研修事業費県補助金	静岡県	0	4,000,000	4,000,000	0	
中小企業等省エネ設備導入事業費補助金	静岡県	0	2,000,000	2,000,000	0	
教育研究団体助成金	静岡教弘	0	200,000	200,000	0	
高校支部教育講演会助成金	互助組合	0	124,000	124,000	0	
私学振興大会等運営費補助金	中高連	0	300,000	300,000	0	
地区別・府県別私学教育研修会助成金	日私教研	0	193,000	193,000	0	
教育関連事業助成金	はごろも	0	678,417	678,417	0	
私立学校退職基金造成費補助金	静岡県	0	268,000,000	268,000,000	0	
合 計		752,706,087	275,495,417	276,521,856	751,679,648	

6. 指定正味財産から一般正味財産への振替額の内訳

指定正味財産から一般正味財産への振替額の内訳は、次のとおりである。

(単位：円)

内容	金額
経常収益への振替額	
減価償却費計上による振替額	2,135,791
目的使用による振替額	1,000,000
合計	3,135,791

7. キャッシュフロー計算書の資金の範囲及び重要な非資金取引

(1) 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている金額との関係は以下の通りである。

前期末		当期末	
現金預金勘定	608,121,685円	現金預金勘定	799,972,838円
預入期間が3ヶ月を超える定期預金	— 0円	預入期間が3ヶ月を超える定期預金	— 0円
現金及び現金同等物	608,121,685円	現金及び現金同等物	799,972,838円

(2) 重要な非資金取引

該当なし。

8. その他公益法人の資産、負債及び正味財産の状態並びに正味財産増減の状況を明らかにするために必要な事項

金融商品に関する注記

(1) 金融商品に対する取組方針

当法人は、公益目的事業の財源を補完するため、債券、投資信託、デリバティブ取引を組込んだ複合金融商品により資産運用する。

デリバティブ取引を組込んだ複合金融商品は仕組債のみで、3年から5年償還の国債を中心とした運用商品に限っている。したがって投機目的のデリバティブ取引は行わない。

(2) 金融商品の内容及びリスク

投資有価証券の内容は、債券、投資信託、仕組債であり、発行体の信用リスク、市場リスク（金利の変動リスク、為替の変動リスク及び市場価格の変動リスク）がある。

(3) 金融商品のリスクに係る管理体制

① 資金運用規程に基づく取引

金融商品の取引は、当法人の資金運用要綱及び資金運用管理基準に基づき行う。新規商品については、資金運用委員会において検討のうえ理事会に諮って行う。

② 信用リスクの管理

債券及び仕組債については、発行体の信用情報や時価の状況を定期的に把握し、資金運用委員会及び理事会に報告する。

③ 市場リスクの管理

債券については、時価を定期的に把握し、資金運用委員会及び理事会に報告する。投資信託、仕組債については、市場の動向を把握し、資金運用委員会及び理事会に報告する。